

香芝市監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年3月27日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

都市創造部（営繕課）

第4 監査の実施期間

令和5年1月26日から令和5年2月24日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 小規模な工事については、具体的な検査手続きを定めたものはなく、通常、工事完了後に担当職員による目視等により検査が行われている。また、どういった

検査を行ったかという具体的な検査内容を記録した書面は作成されていないのが現状である。

小規模な工事においても、事後に工事検査上の瑕疵が問われる可能性も十分にありうることから、そういった場合の瑕疵の有無の確認を行えるように検査内容の記録書面を作成するなどし、検査事務の質の向上に取り組まれない。